

# 議案第 3 号 2009 年度事業計画

## 1. 基本方針

昨年度後半力を注いでいる化学物質政策基本法を求める取り組みを市民団体・NGO と連携して、いっそう強めます。省庁縦割りの化学物質管理を脱し、化学物質政策基本法を制定し、そのもとに総括的な化学物質管理制度が構築されるように、化学物質管理政策に市民意見を取り入れさせるよう、積極的に働きかけていきたいと思ひます。国際的な化学物質管理のために合意された 2020 年目標（注）を達成するための政策を提案していきます。そのため、本年 5 月にジュネーブで開催される ICCM2（国際化学物質管理会議）に参加します。

また、PRTTR 制度の見直しが行われ、国による届出データの公表や対象物質の見直しなどがきちんと実施されるかどうか国の動きを監視する活動に取り組みながら、T ウォッチのウェブサイトの充実にも力を注いでいきたいと思ひます。

本年は、T ウォッチの社会的な役割を認識し、より一層の飛躍ができるよう財政基盤の確立を図りながら、活動に取り組んでいきたいと思ひます。以下、重点課題と一般課題に分けて活動方針を提起します。

（注）2020 年目標とは、2002 年 WSSD（ヨハネスブルグサミット環境と開発に関する世界首脳会合）で合意された。「予防的取り組み方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順を用いて、化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを 2020 年までに達成することを目指す」という合意のこと。

## 2. 重点的に取り組む課題

- ①日本の化学物質管理制度を統括し、WSSDで合意された2020年目標を達成するために、予防原則と代替化原則に基づく化学物質政策基本法を提案し、実現させるための取り組みを強化します。化学物質政策基本法制定ネットワーク（ケミネット）の事務局的な役割を果たしていきます。
- ②5月11日から5日間、WSSDの2020年目標を達成するために作成されたSAICM（化学物質管理のための国際戦略）のフォローアップミーティングであるICCM2に参加します。週5月4日から5日間開催されるPOPs条約のCOP4（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の第4回締約国会議）にも参加します。会議の内容については、5月31日総会後に参加報告会を開催します。
- ③REACHの状況把握と広報に関して、三井物産環境基金をもとに、7月に欧米のNGO代表を招待して、REACHの進行状況や国際的な化学物質管理に関する国際市民セミナーの開催を計画します。
- ④PRT R届出データについて、国による直接公表が始まりましたが、Tウォッチとしてどのように二次加工して届出情報を公表していくのか、Tウォッチの果たす役割を見直し、市民に役立つウェブサイトとして充実を図ります。データ検索サイトの更新などウェブサイトの運営について、協力してくれる人材を広く募集し、確保していきます。国によるデータ公表のいかにかわらず、排出企業のランキングなど新しいサイトやコーナーの開設のための検討を始めます。
- ⑤日立環境財団の助成を受け、地球温暖化、温室効果ガス排出量の公表データとPRT R届出データを結合したデータ検索サイトを開設します。化学物質管理だけでなく、低炭素化社会に向けた企業の取り組みを総合的に評価できるウェブサイトを構築していきます。

### 3. 活動計画

## (1) 学習会、地域セミナーなど普及啓発活動

①化学物質の環境リスクをどう考えていくのか、P R T R制度の市民的活用に関する普及啓発のために、連続学習会と地域セミナーを開催します。

学習会は①国による集計公表の内容とP R T R制度で見直すべき課題、②G H S制度とP R T Rとの関係、③商品データベース地域セミナーとして、今年度は中国地方、東北地方、関東地方など3か所以上で開催します。

②P R T R情報を活用して、地域で化学物質削減に取り組む市民やN G Oを支援します。市民からの相談に応じられるような地域のN G Oとの連絡体制を緊密化し、対応できるようにしていきます。P R T Rデータの読み方等について市民が企画した学習会に講師を派遣します。

③地域で市民がどのようにP R T Rデータを活用できるのか、モデル地域を定め、その地域の汚染データの検討や対策などについて学習会やワークショップ等を実施し、地域住民と協同したケーススタディと普及啓発活動を行います。

## (2) 調査、研究活動及び政策提言活動

①国によるP R T R届出データの直接公表を、市民がどのように利用すべきか、P R T R公表データの使い方について、再度提案し、ブックレット等で紹介します。

②ウェブ研究会を継続し、商品データベース検索サイトを充実させていきます。P R T Rの集計データの精度向上や推計方法の精度向上のために調査、研究活動を行います。

③化学物質管理に関する企業の自主的取り組みを評価するためのチェックリスト作りを進めていき

ます。企業向けにチェックリスト案を提案、ウェブサイト等で公表し、使用してもらう取り組みを行います。実践報告を収集し、チェックリストの内容を充実させていきます。

### (3) リスクコミュニケーションの実践・研究

P R T R データを活用したリスクコミュニケーションを実践します。

企業の工場見学とリスクコミュニケーションの実施方法に関するケーススタディを増やし、よりよい実施方法を提案します。

市民からの要請があれば、そのためのインタープリターやファシリテーターを派遣します。

また、活動の積み重ねの中で、日本の現状に即したリスクコミュニケーションのあり方を研究し、提案していきます。地方自治体に対し、P R T R データの活用方法や化管法が定める有害化学物質の排出削減やより毒性の低い物質への代替化の検討などの取組みを働きかけていきます。

具体的には、地方自治体向けに、自治体担当者、事業者、市民（地域の市民団体・N G O）の三者で取り組むリスクコミュニケーションのモデル事業を提案し、実施していきます。また、自治体向けにモデル事業の実施の可能性をアンケート調査し、モデル事業の企画運營業務を事業として行うために必要なツールを検討します。

### (4) 海外N G O とのネットワーク強化

①地球規模での有害化学物質削減のため、海外のN G O とのネットワーク化を強化していきます。

5月にジュネーブで開催されるI C C M 2 とP O P s 条約のC O P 4 の参加を契機に、海外のN G O との連携を強化します。

化学物質問題に取り組むアジアのNGOとの交流をめざします。昨年の国際市民セミナーの開催をきっかけに、韓国、タイなどのアジア各国の市民団体、NGOとの交流を具体化していきます。

②化学物質の表示システムの統一をめざすGHS国連勧告など、国際的な化学物質規制に関する情報収集に取り組み、その成果を学習会等で発表していきます。

#### (5) 広報、宣伝、マスコミ対策の強化

①安定した財政基盤の確立のため、会員拡大を図ります。また、賛助会員制度の導入を行います。

そのため、加入案内用のパンフレットの作成、会報の発行など広報、宣伝活動を強化します。

②PRTR制度の普及啓発活動や、Tウオッチの活動をより多くの市民に知ってもらうため、マスコミへの働きかけを強化します。

## 4. 組織拡充、財政強化に関する取組み

今年度も引き続き、NPO法人としての財政基盤の確立のための努力が最重要課題としてあります。安定的な収入を得るために、会員の拡大を図ります。また、賛助会員制度のあり方を検討します。

安定した財政基盤の確立とともに活動を支える事務局体制の整備に取り組めます。

昨年度環境省から調査研究事業を受託しましたが、今年度も引き続き、事業収入の拡大に努めます。さらに、Tウオッチのウェブサイトにはバナー広告を掲載し、広告収入を得るなど新たな収入源の開発を行います。